

令和6年度香川県狩猟者登録について（県外に在住の方）

他の都道府県から香川県に入猟しようとする方の狩猟者登録の取扱いは次のとおりです。

1 受付期間

- ・令和6年10月1日（火）から開始します。
- ・10月25日（金）までに申請書類が到着しないときは、初猟日までに登録証の交付ができない場合があります。

2 提出書類等

- (1) 狩猟者登録申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・狩猟免許の種類ごとに1部
- (2) 狩猟税申告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・狩猟免許の種類ごとに1部
・減免対象者は「4 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な書類等」を添付
- (3) 現に狩猟免許を受けていることを証する書面・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
・次のいずれかを提出（当該登録年度発行のものに限る。）
ア 狩猟者登録用として再交付を受けた狩猟免状
イ 都道府県猟友会が、原本と相違ないことを証明した狩猟免状の写し
- (4) 狩猟により生ずる危害の防止又は損害の賠償に係る要件を申請者が備えていることを証する書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
・次のいずれかを提出
ア 一般社団法人大日本猟友会の狩猟事故共済保険の被保険者であることを証する書類
イ 損害保険会社の損害保険契約（狩猟に起因する事故のために他人の生命または身体を害したことによって生じた法律上の損害賠償責任を負うことによって被る損害に係るものであって、保険金額が3,000万円以上であるものに限る。）の被保険者であることを証する書類
ウ 上記ア又はイに準ずる資力信用を有することを証する書類
- (5) 写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・狩猟免許の種類ごとに2枚
・申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のタテ3.0cm、ヨコ2.4cmの写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの
・サングラス又はマスク等の着用により、顔の一部が隠れているなどの証明写真としてふさわしくない写真は不可
・1枚は申請書に貼付して提出

3 狩猟者登録手数料及び狩猟税

(1) 狩猟者登録手数料

- ・ 狩猟者登録手数料については、申請する猟法1種類につき、1,800円が必要です。

(2) 狩猟税の区分及び金額

税率区分	通常	1/2
1 <u>第一種銃猟免許</u> に係る狩猟者の登録を受ける者で、 2に掲げる者以外のもの	16,500円	8,200円
2 <u>第一種銃猟免許</u> に係る狩猟者の登録を受ける者で、 当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを 要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に 該当する者（農林水産業に従事している者を除く）以 外の者	11,000円	5,500円
3 <u>網猟免許</u> 又は <u>わな猟免許</u> に係る狩猟者の登録を受 ける者で、4に掲げる者以外のもの	8,200円	4,100円
4 <u>網猟免許</u> 又は <u>わな猟免許</u> に係る狩猟者の登録を受 ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付す ることを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶 養親族に該当する者（農林水産業に従事している者を 除く）以外の者	5,500円	2,700円
5 <u>第二種銃猟免許</u> に係る狩猟者の登録を受ける者	5,500円	2,700円
6 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者	課税免除	
7 対象鳥獣捕獲員		

※狩猟税の減免措置（「4 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な書類」の提出が必要です。）

① 次の場合は、狩猟税の課税額が1/2に減額されます。

ア 狩猟者登録の申請前1年以内に、農林水産業又は生態系に係る被害防止の目的で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「法」という。）第9条第1項の許可を受けて、香川県内で鳥獣の捕獲等に従事した者

イ 狩猟者登録の申請前1年以内に、農林水産業又は生態系に係る被害防止の目的で、法第9条第1項の許可に係る従事者証を受けて、香川県内で鳥獣の捕獲等に従事した者

- ② 次の場合は、狩猟税の課税が免除されます。(上記表の6、7)
- ア 香川県内で事業を実施した認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者
 - イ 香川県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員

(3) 狩猟者登録手数料及び狩猟税の納付先

口座振込により納付すること

<p>【振込先】 百十四銀行 県庁支店 普通 57202 一般社団法人 香川県猟友会 会長 藤田 幸治 (フジタ コウジ)</p>

注意：口座振込以外の方法による送金は受付しません。

4 狩猟税の減免措置を受ける場合に必要な書類

「2 提出書類」の狩猟税申告書に添付して提出してください。

区 分	必要数	提出書類
(1) 対象鳥獣捕獲員	1部	対象鳥獣捕獲員であることを証する書類（ <u>香川県内の市町長</u> が交付する証明書）
(2) 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者	各1部	<p>次の全ての書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 認定鳥獣捕獲等事業者の認定証の写し イ 認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることを証する書類 ウ 申請者が所属していた認定鳥獣捕獲等事業者により、認定鳥獣捕獲等事業が実施されたことを証する書類（委託契約書の写し等） ※当該事業は、狩猟者登録の申請前1年以内に<u>香川県内で実施</u>されたものであって、かつ法第9条第1項の許可を受けた者又は当該許可を受けたとみなされた者に限る エ 上記ウの事業に従事した際の従事者証の写し ※従事者証に記載された内容（有効期間、捕獲等の目的・区域等）が上記ウの事業に対応したものに限る

<p>(3) 狩猟者登録の申請前1年以内に、農林水産業又は生態系に係る被害防止の目的で、法第9条第1項の許可を受けて、香川県内で鳥獣の捕獲等に従事した者</p>	<p>各1部</p>	<p>次のいずれかの書類 ア 許可証の写し (報告欄に捕獲場所、鳥獣名、捕獲数、処置の概要及び備考欄に捕獲等の年月日を記載したもの。捕獲等の実績がない場合は、従事した年月日を備考欄に記載する。) イ 香川県内の市町長が交付する「有害鳥獣捕獲等に係る従事証明書」</p>
<p>(4) 狩猟者登録の申請前1年以内に、農林水産業又は生態系に係る被害防止の目的で、法第9条第1項の許可に係る従事者証を受けて、香川県内で鳥獣の捕獲等に従事した者</p>	<p>各1部</p>	<p>次のいずれかの書類 ア 従事者証の写し及び鳥獣捕獲事業指示書の写し (報告欄に捕獲場所、鳥獣名、捕獲数、処置の概要及び処置の概要欄に捕獲等の年月日を記載したもの。捕獲等の実績がない場合は、従事した年月日を処置の概要欄に記載する。) イ 香川県内の市町長が交付する「有害鳥獣捕獲等に係る従事証明書」</p>
<p>(5) 当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者(農林水産業に従事している者を除く)以外の者</p>	<p>各1部</p>	<p>ア 住所地の市町村長による非課税証明書 イ 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者であって、農林水産業に従事している者については、その旨を明らかにした書類</p>

5 狩猟者登録申請書類の提出方法

- ・狩猟者登録申請は、できる限り都道府県猟友会が会員の申請書を取りまとめ、一般社団法人香川県猟友会へ提出してください。

【提出先】

〒760-0008 高松市中野町23番2号
一般社団法人香川県猟友会
TEL/FAX : 087-831-6920

- ・個人で申請する場合は、必要書類をすべて準備し、あらかじめ香川県環境森林部みどり保全課に電話連絡したうえで必要書類を送付してください。

6 その他

- (1) 申請にあたっては、本県の狩猟者登録申請書及び狩猟税申告書を使用してください。
- (2) 申請書に不備がある場合は、申請書を受理いたしませんので、十分注意してください。
- (3) 申請書には、連絡先の電話番号を必ず記入してください。
- (4) 文字は楷書で明瞭に記載してください。
- (5) 狩猟者登録証の交付は、受付順に行います。また、当日の交付は行いません。
- (6) 都道府県猟友会において一括申請をされた方は、原則、各都道府県猟友会を通じて、狩猟者登録証、狩猟者記章、鳥獣保護区等位置図等を送付します。
- (7) 個人で申請された方につきましては、申請書記載の住所に狩猟者登録証、狩猟者記章、鳥獣保護区等位置図等を送付します。
- (8) 狩猟者登録証は、各都道府県猟友会等で取りまとめのうえ、狩猟期間が満了した日から 30 日以内に香川県環境森林部みどり保全課へ郵送により返納をお願いします。
- (9) 個人で申請された方は、狩猟者登録証を狩猟期間が満了した日から 30 日以内に香川県環境森林部みどり保全課へ郵送により返納をお願いします。

7 お問い合わせ先、狩猟者登録証返納先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号

香川県環境森林部みどり保全課 鳥獣対策グループ

TEL：087-832-3212

FAX：087-806-0225